

伝統的会計における貸借対照表能力

—— リース取引のオンバランス化の論拠 ——

万 代 勝 信

1 はじめに

オプション、スワップ等の新金融商品の登場・普及により、これまでの期間損益計算を中心とした伝統的会計は厳しい対応を迫られている。数十年前に、ドイツにおいてはシュマーレンバッハ等により、アメリカにおいてはペイトン・リトルトン等により行われた財産計算から損益計算というパラダイム転換とは逆のパラダイム転換が行われようとしている。FASBが概念的フレームワークの中で示した収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換はまさにそのことを示している¹⁾。

しかし、新金融商品という新しい酒を盛るために新しい革甕を造るのか、それともこれまでの伝統的な会計の座標軸の中に整合性をもって位置づけるのか、これは簡単に解決できる問題ではない。新金融商品のオンバランス化を唱える論者の多くは、どうも前者のようである。

ところで、これまでに法的形式よりも経済的実質を重視する実質優先思考 (substance over form) を根拠に、伝統的会計の枠組の中でオンバランス化された取引が存在している。その一つがリース取引である。リース取引はオペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引とに分類され、オペレーティング・リース取引についてはそれまでと同様にオフバランスのままであるが、ファイナンス・リース取引に関しては、レシーの側ではリース資産・負債がオンバランス化されることになった。ファイナンス・リース取引がどのような論拠でオンバランス化されたのかを考察すること

は、伝統的会計における貸借対照表能力を考える上で手掛りになると思われる。

そこで本小論では、実質優先思考を典型的に反映していると思われるリース取引に関する会計処理を取上げて、それが伝統的会計の座標軸の中にどのように位置づけられるのかを検討する。

2 伝統的会計のフレームワーク

伝統的会計の目的は財産を管理することであり、そのために会計は、財産がどのような原因でどれだけ増減したか、その結果、どれだけの財産がどのような形態で存在しているのかを明らかにし、財産変動の結果と原因とを対照して、財産変動の顛末を説明することをその本質としている。そして、その記録技術として複式簿記が用いられる²⁾。

一口に財産の管理といっても、それにはレベルの違う2種類がある。一つは現金の管理、売掛金の管理、商品の管理のような個々の財産の管理であり、それはもっぱら数量レベルで財産が管理され、複式簿記においては補助簿を中心として行われている。

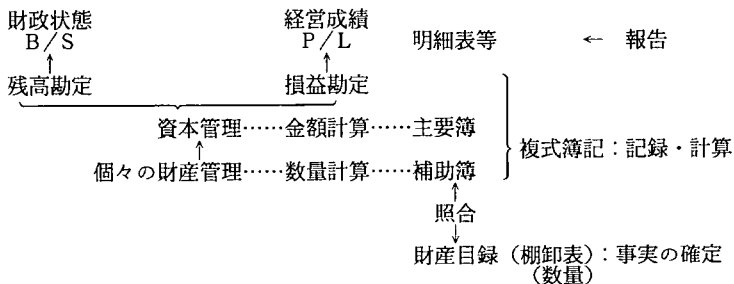
それに対して、もう一つは全体としての財産の管理、すなわち資本の管理である。企業の目的は利益の追求にあり、利益計算は企業の本能的欲求である。しかし、利益は特定の財産の形態をとるとは限らない。むしろ、利益は企業内に存在する不特定の財産に具現していると考えられる。そこで、利益を計算するためには、企業内に存在する財産を全体として管理する必要が生じてくるわけである。なお、全体としての財産すなわち資本としてどのようなもの考えるのかについては、歴史的にはいくつかの考え方が存在している³⁾が、ここでは簿記用語で言う「資産」を全体としての財産と考えることにする。すなわち、総資本概念を採用ということである。

複式簿記においては資本の管理はつぎのように行われる。すなわち、資本変動の結果の記録を行うために資本の具体的な形態別に勘定が設けられる。また資本変動の原因の記録を行うために原因別に勘定が設けられる。簿記用

語で言えば、前者は資産の勘定であり、後者は負債、資本、収益、費用の勘定である。資本変動の原因のうち特定の原因すなわち利益獲得活動という原因を集めたものが損益勘定であり、そこでは収益と費用の差額として利益獲得活動という原因による資本の純変動額(損益)が計算される。そして、利益獲得活動という原因による資本の純変動額およびそれ以外の原因と、資本変動の結果の記録を集めたものが残高勘定であり、そこではどこからいくらの資本が調達され、何にいくら使われているかという形で資本変動の顚末が説明されることになる。

貸借対照表および損益計算書は、基本的には複式簿記の残高勘定と損益勘定から作成されることになるが、全く同じというわけではない。それは今日の会計においては重要な職能の一つである「報告」という観点から、補助簿等で行われている個々の財産管理に属する事項も付け加えられている。いわゆる注記の役割の一つがそれである。例としては偶発債務や抵当権の設定の記載等が挙げられる。さらに、先物・オプション取引等に係る時価情報の開示もこれに含めて差支えなからう。注記のその他の役割としては、評価方法、評価基準、償却方法などのように財務諸表の金額がいかにして決定されたかの記載、および会計原則または手続きの変更による期間比較性の保証の2つが挙げられる⁴⁾。

なお、会計において重要な「記録(計算)と事実の照合⁵⁾」は、基本的には財産目録(棚卸表)で確認された数量と、補助簿に記録された数量との照合により行われる。そして、修正後の補助簿の数量計算に基づいて、主要簿



の金額計算も修正されることになる。

以上の関係を図で示せば、前頁のようになる。

3 レッシーの会計処理とその解釈

リース取引に関する基準としては、わが国では「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(1993年)(以下、「意見書」と略す)が、アメリカではFAS 13号(Accounting for Leases, 1976年)等が、国際会計基準ではIAS 17号(Accounting for Leases, 1982年)がある⁶⁾。ここでは、IAS 17号を中心として見ていく。

上記のいずれの基準でも、ファイナンス(キャピタル)・リース取引については原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理され、オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理される。したがって、ファイナンス・リース取引の場合には、リース資産とリース負債が貸借対照表に計上されることになるのに対して、オペレーティング・リース取引の場合にはそれらは計上されない、つまりオフバランスとなる。

ここでつぎのような簡単な例を設ける⁷⁾。

前提条件

- (1) 解約不能のリース期間 5年
- (2) レッシーの見積現金購入価額 48,000千円
 LESSAの実際購入額も同じ
- (3) リース料 年額 12,000千円 支払は各期末
- (4) リース物件の経済的耐用年数 5年
- (5) レッシーの減価償却方法 定額法
- (6) レッシーの追加借入金利率 7.93%
- (7) LESSAの見積残存価額 0円
- (8) 決算日 3月31日

IAS 17号によれば、リース資産およびリース負債の評価は、つぎのよう

	表 1				単位千円
	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
第 1 年度	48,000	12,000	8,194	3,806	39,806
第 2 年度	39,806	12,000	8,843	3,157	30,963
第 3 年度	30,963	12,000	9,545	2,455	21,418
第 4 年度	21,418	12,000	10,302	1,698	11,117
第 5 年度	11,117	<u>12,000</u>	<u>11,117</u>	<u>883</u>	0
		<u>60,000</u>	<u>48,000</u>	<u>12,000</u>	

に行われる。リース開始日におけるリース資産の公正価値（レッサーが受取る諸助成金や投資税額控除があれば、それらを差引いた額）かまたは最低リース料総額（レシーがリース期間にわたって支払を要する金額）の現在価値のどちらか低い額で、貸借対照表に資産と負債として表示しなければならない（par. 44）。しかし、現在価値の割引計算を行う場合、通常はリース契約上の計算利率は知ることができないので、一般的に用いられる割引率は、追加借入金利率、すなわちレシーがリース開始時点でもしリース物件を購入するために必要な資金を同等の期間にわたり同等の保証で借入れたとすれば負担するであろう利率である（par. 2）。最低リース料総額をこの追加借入金利率で割引いた現在価値と公正価値のどちらか低い額がリース資産・負債の評価額となる。前掲の設例で言えば、最低リース料総額 60,000 千円（年額 12,000 千円×5 年）を追加借入金利率 7.93% で割引いた 48,000 千円（設例では公正価値も同じ）がリース資産とリース負債の評価額となる。表 1 の元本分の合計額がこれに相当する。

それ以後の期間についてはつぎのように処理される。最低リース料総額と当初に記録されたリース負債の評価額との差額は金融費用であり、各期間中の負債残高に対して一定の期間利率になるような方法でリース期間にわたり毎期に配分される（par. 45）。設例で言えば、各期の金融費用は表 1 の利息分として示された部分であり、例えば第 1 年度は 3,806 千円、第 2 年度は 3,157 千円というようになる。また、リース資産については原則として自己所有の償却資産と同じように予想耐用年数にわたって減価償却が行われる。レシーがリース期間の終了日まで所有権を獲得することが相当の確実性

を有する場合には、予想耐用年数は当該資産の経済的耐用年数であり、それ以外の場合には、リース期間または当該資産の経済的耐用年数のうちどちらか短い期間である (par. 10). 設例で言えば、所有権の移転が確実ではないので、リース期間の 5 年 (設例では経済的耐用年数も同じ) が予想耐用年数、取得原価が 48,000 千円、残存価額がゼロ、定額法で処理すれば、各年度の減価償却費は 9,600 千円となる。

したがって、売買として処理する場合のレシーの一連の仕訳を示せば、つぎのようになる。(単位千円)

×1 年 4 月 1 日			
(借) 機械装置	48,000	(貸) リース債務	48,000
×2 年 3 月 31 日			
(借) リース債務	8,194	(貸) 現 金	12,000
支払利息	3,806		
(借) 減価償却費	9,600	(貸) 減価償却累計額	9,600
×3 年 3 月 31 日			
(借) リース債務	8,843	(貸) 現 金	12,000
支払利息	3,157		
(借) 減価償却費	9,600	(貸) 減価償却累計額	9,600
以降の各期も同様の仕訳			
×6 年 3 月 31 日			
(借) リース債務	11,117	(貸) 現 金	12,000
支払利息	883		
(借) 減価償却費	9,600	(貸) 減価償却累計額	9,600
(借) 減価償却累計額	48,000	(貸) 機械装置	48,000

これに対して、オペレーティング・リース取引は貸借として処理されるので (par. 47), レシーの側ではリース資産もリース負債も貸借対照表には計上されない。その代り、毎期のリース料の支払が費用に計上される。賃貸借として処理する場合のレシーの仕訳を示せば、つぎのとおりである。(単位千円)

×2 年 3 月 31 日			
(借) 支払リース料	12,000	(貸) 現 金	12,000
以降の各期も同様の仕訳			

さて、上記のようなファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に関するレシーの会計処理は伝統的会計のフレームワークのなかではつぎのように解釈される。

ファイナンス・リース取引は売買として処理されるが、それはレシーの側では機械装置という具体的な資本の増加を認識するということである。すなわち、リース物件の引渡しを受けた時点(×1年4月1日)で具体的な資本としての機械装置が48,000千円増加した結果の記録が行われると同時に、全体としての財産が48,000千円増加した原因の記録としてリース債務が認識されている。ここで確認しておきたいことは、リース債務(原因の記録)を独立に評価して48,000千円が決定されているわけではないことである。手続的には、まず最初に機械装置の評価が行われ、その金額により全体としての財産の増加額(リース債務の金額)も決定される。今日の取得原価主義会計のもとでは、資産の評価は当該資産を取得するために犠牲にされた(と考えられる)具体的な資本の額により決定される。リース取引の場合、リース物件の引渡しを受けた時点では犠牲にされた具体的な資本はないので、一つの擬制が必要になる。仕訳で示せば、つぎのとおりである。(単位千円)

(借) 現 金 48,000	(貸) リース債務 48,000
(借) 機械装置 48,000	(貸) 現 金 48,000

すなわち、いったん現金を借入れ、その現金で機械装置を購入したと。なお、この場合でも、リース債務の金額は独立に決定されるわけではなく、現金という具体的な資本の増加額により決定されることは言うまでもない。そもそも原因の記録を独立評価することは論理的に矛盾するのである。

つぎに、各期末にはリース料12,000千円を現金で支払うが、×2年3月31日の仕訳で説明すれば、現金という具体的な資本が12,000千円減少した結果の記録と、全体としての財産が12,000千円減少した原因の記録が行われている。ただし、財産が全体として12,000千円減少した原因は一つではない。一つは機械装置の引渡しを受けた時点で認識された全体としての財産増加の原因記録(リース債務)の減少であり、もう一つはリース債務にかか

わる利息の支払という原因による全体としての財産減少である。非常に単純化して言えば、毎年支払うリース料 12,000 千円の中にはいわば借入金の元本部分の返済と利息の支払の両者が含まれていると考えられるので、それぞれ原因別に分けて記録が行われているわけである。

また、機械装置については減価償却が行われる。すなわち、機械装置という具体的な資本が 9,600 千円減少した結果の記録（減価償却累計額）と、機械装置の利用により全体としての資本が 9,600 千円減少した原因の記録（減価償却費）が行われている。

これに対して、オペレーティング・リース取引は賃貸借として処理されるので、レシーの側ではリース資産もリース負債も貸借対照表には計上されない。これはリース取引によっては、具体的な資本に変動はないと考えるからである。その代り、毎期のリース料の支払が費用に計上される。すなわち、現金という具体的な資本が 12,000 千円減少した結果の記録と、リースの利用により全体としての財産が 12,000 千円減少した原因の記録（支払リース料）が行われるにすぎない。

4 レッサーの会計処理とその解釈

IAS 17 号によれば、ファイナンス・リース取引のもとで所有する資産は、有形固定資産としてではなく、受取勘定として正味リース投資未回収額に等しい額で貸借対照表に計上しなければならない (par. 48)。ここで、正味リース投資未回収額とは、リース投資未回収総額（最低リース料総額とレッサーに実現可能な無保証残存価値との合計額）から未稼得金融収益を控除した額を言う (par. 2)。前掲の例で言えば、リース投資未回収総額の 60,000 千円から未稼得金融収益の 12,000 千円を控除した 48,000 千円が正味リース投資未回収額、したがって受取勘定の評価額となる。

IAS 17 号によれば、ファイナンス・リース取引に関する受取リース料は、レッサーの投資の回収となる元本の払戻し、役務の報酬および金融収益から成る (par. 14)。金融収益の認識は、ファイナンス・リース取引に関するレ

ッサーの正味リース投資未回収残高または正味現金投資未回収残高(リースに関する現金の流出額と流入額との差額(par. 2))のいずれかに対して一定の期間収益率となる方式に基づいて行わなければならない(par. 49). なお, 正味現金投資未回収残高に対して一定の期間収益率となる方式は, 現金収支に影響を与える法人所得税等の要因が相当の確実性をもって予測できる場合に用いられる(par. 20). 前掲の例で言えば, 表1の元本分と利息部分に示されているように, 第1年度の元本分の回収額は8,194千円で金融収益は3,806千円, 第2年度の元本分の回収額は8,843千円で金融収益は3,157千円, というようになる. したがって, 売買として処理する場合のレッサーの一連の仕訳はつぎのようになる.(単位千円)

×1年4月1日			
(借) リース債権	48,000	(貸) 機械装置	48,000
×2年3月31日			
(借) 現 金	12,000	(貸) リース債権	8,194
		(貸) リース物件売買益	3,806
×3年3月31日			
(借) 現 金	12,000	(貸) リース債権	8,843
		(貸) リース物件売買益	3,157

以降の各期も同様の仕訳

これに対して, オペレーティング・リース取引の場合は, リースに充当するために所有する資産は貸借対照表に有形固定資産として計上しなければならない(par. 51). リース物件は減価償却資産として処理され, 受取リース料はリース期間にわたって収益に計上される(par. 27). したがって, 賃貸借として処理する場合のレッサーの仕訳はつぎのようになる.(単位千円)

×2年3月31日			
(借) 現 金	12,000	(貸) 受取リース料	12,000
(借) 減価償却費	9,600	(貸) 減価償却累計額	9,600
以降の各期も同様の仕訳			
×6年3月31日			
(借) 現 金	12,000	(貸) 受取リース料	12,000
(借) 減価償却費	9,600	(貸) 減価償却累計額	9,600
(借) 減価償却累計額	48,000	(貸) 機械装置	48,000

さて、上記のようなファイナンス・リースとオペレーティング・リースに関するレッサーの会計処理は伝統的会計のフレームワークのなかではつぎのように解釈される。

ファイナンス・リース取引は売買として処理されるので、レッサーの側では機械装置という具体的な資本の減少と、リース債権という具体的な資本の増加が認識されている。すなわち、リース資産を引渡した時点(×1年4月1日)で機械装置という具体的な資本が48,000千円減少した結果の記録が行われると同時に、具体的な資本としてのリース債権が48,000千円増加した結果の記録が行われる。ファイナンス・リースについてのレッサーの収益は、リース債権についての金融収益と考えられているので、利子等の収益認識基準すなわち時間基準に従って収益が認識されることになる。したがって、リース資産を引渡した時点では全体としての財産には変動はないので、原因の記録は行われない。

つぎに、各期末にはリース料12,000千円を受取るが、×2年3月31日の仕訳で説明すれば、現金という具体的な資本が12,000千円増加したが、リース債権という具体的な資本は8,194千円しか減少していないので、全体としての財産が3,806千円増加した原因の記録(リース物件売買益)が行われている。

これに対して、オペレーティング・リース取引は賃貸借として処理されるので、レッサーの側ではリース物件を引渡した時点(×1年4月1日)では具体的な資本の変動は認識されない。その代り、各期末にリース料を現金で受取った時点で、現金という具体的な資本が12,000千円増加した結果の記録と、全体としての資本が12,000千円増加した原因の記録(受取リース料)が行われている。さらに、リース資産については減価償却が行われる。すなわち、機械装置という具体的な資本が9,600千円減少した結果の記録(減価償却累計額)と、機械装置の利用により全体としての資本が9,600千円減少した原因の記録(減価償却費)が行われている。

5 財産管理と貸借対照表能力

リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、ファイナンス・リース取引については原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理され、オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理される。これは、ファイナンス・リース取引については資本の変動が生じたと見なし、資本変動の結果の記録と原因の記録が行われて資本管理の対象となるのに対して、オペレーティング・リース取引については個々の財産管理のレベルでの記録は行われるが、リース料の受払いを除けば資本管理のレベルでの記録は行われないことを意味する。

レシーの側で言えば、全体としての財産すなわち資本管理の対象とすることは、それだけ資本が調達され、運用されていると見なすことである。ただ、リースの場合にはいったん現金を借入れ、直ちにその現金で機械装置を購入したという擬制が必要なことはすでに述べたとおりである。リース取引により調達された現金という具体的な資本が、機械装置に投下され、そこに拘束されていると考えられている。そして、拘束された資本は、減価償却という手続を通じてリース期間(耐用年数)にわたって少しずつ拘束を解かれ、再び何にでも使える資本(自由選択性資金)に戻るわけである⁸⁾。リース資産は、このような意味での資本の拘束と流動化の循環過程にあると解されている。

レッサーの側で言えば、リース資産を資本管理の対象から除外することは、確かにリース資産の法的所有権は有していても、もはやそこに資本が運用されているとは見なさないということである。その代り、あらたにリース債権という具体的な資本の増加を認識し、それが資本管理の対象とされる。ただ、機械装置からリース債権への形態変化は認識するが、資本総額の変動は認識されない。これは機械装置に投下された資本が流動化され、何にでも使える資本の状態になったとは考えられていないからである。いわば機械装置に投

下された資本の拘束がそのままリース債権でも続いていると考えられている。なぜなら、ファイナンス・リースについてのレッサーの収益は、リース債権についての金融収益と考えられているので、時間基準に従って収益が認識されることになるからである。各期末にリース料を現金で受取った時点で、初めてリース債権に拘束された資本の一部（各期末の元本に相当する額）について流動化されたと考えて、現金の増加額とリース債権の減少額の差額が収益として認識されている。

そもそも資本管理が必要なのは、すでに述べたように企業が獲得した利益は特定の財産形態をとるとは限らないので、財産を全体として管理する必要があるからである。したがって、レッシーの側では現金、商品などのようなその他の資産と同様にリース資産にも利益の一部が具現していると、レッサーの側ではリース債権にも利益の一部が具現していると考えことにほかならない。確かにリース資産とリース負債の関係は、例えば現金を借入れて機械を購入したのと同じように現実問題としてはひも付きであるが、しかしこれまでの伝統的な会計においては、貸借対照表上の特定の負債と特定の資産の間に何らかの結びつきを仮定することはなかった。貸借対照表は全体として、資本の調達源泉とその運用形態を表していると解釈されてきたのである。リース負債は、その他の負債や資本、留保利益と同じく全体としての資本の増加の原因の一つに過ぎない。それと同様に、リース資産あるいはリース債権は、その他の資産と同じく調達された資本の具体的な運用形態の一つに過ぎないのである。

これに対して、オペレーティング・リースの場合には、レッシーの側では、機械装置を利用しているにもかかわらず、資本管理の対象とは成らない。個別に管理されるだけである。逆に、レッサーの側では、確かに機械装置はすでにレッシーに引渡しているので利用することはできないが、資本管理の対象となり、貸借対照表に計上される。これは、レッシーの側ではそれだけ資本が調達され、運用されていると見なすことができないからであり、逆にレッサーの側ではなおそこにそれだけ資本が運用されていると見なすことがで

きるからである。

それでは、ファイナンス・リース取引については原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理し、オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理する論拠は何であろうか。その一つは、ファイナンス・リースは、その経済的実質から見れば、レッサーから資金を借入れ、その資金で物件を購入した、あるいはレッサーから物件を割賦購入したと同じように考えられるからである(FAS 13号, par. 60)。前者であれば例えば機械装置という資産と借入金という負債が、後者であれば機械装置という資産と割賦未払金という負債が会計上認識され、貸借対照表に計上されることになる⁹⁾。そうであれば、ファイナンス・リース取引についても同じようにリース資産とリース負債を認識しなければ、企業の経済的資源および負債額は過小表示され、財務比率がゆがめられることになる(IAS 17号, par. 6-7)、と。前掲の例で言えば、レシーはレッサーから期間5年、年利7.93%という条件で現金48,000千円を借入れて、その現金で機械装置を購入したのと同じと考えられるわけである。

因みに、各基準はリース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類するために、つぎのような具体的な判定基準を設けている。

わが国の「意見書」によれば、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引で、レシーがリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引がファイナンス・リース取引であり、それ以外がオペレーティング・リース取引である。

また、FAS 13号によればつぎのとおりである(par. 7)。リース開始時に当該リースがつぎの4つの基準のうち1つ以上を満たす場合にはファイナンス・リースに分類され、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類される。すなわち、①リース期間の終了時までには物件の所有権がレシー

に移転すること、②割安購入選択権が含まれていること、③リース期間がリース物件の見積経済耐用年数の75%以上であること、④レッサーによって支払われる保険料、維持費および税金のような履行費用（executory cost）に相当する部分を除いた最低リース料のリース期間の開始時点における現在価値が、レッサーに対するリース物件の公正価値からレッサーによって保持され利用されると期待される投資税額控除を差引いた金額の90%以上であることである。

あるいは、IAS 17号では、所有権の移転の有無に関係なく、資産の所有に伴う危険と便益を実質的にすべて移転するリースをファイナンス・リースといい、それ以外のリースをオペレーティング・リースという（par. 2）。

要するに、ファイナンス・リース取引はノンキャンセラブルとフルペイアウトを条件とするリース取引であり、それによってファイナンス・リース取引がレッサーから資金を借入れ、その資金で物件を購入した、あるいはレッサーから物件を割賦購入したのと同じ経済的実質を有すること；すなわちそれだけ資本を調達し運用していると考えられることを担保しているのである。

最後に、リース資産とリース負債の評価は最低リース料総額を追加借入金利率で現在価値に割引くのであるから、確かに計算技術的に見れば、リース資産・負債の評価に現在価値会計が持込まれたと考えられるかもしれない。しかし、私見によれば、それは現在価値会計を持込んだのではなく、リース物件（機械装置）を取得するために犠牲にされた（と考えられる）具体的な資本の額を決定するための一つの計算方法（便法）であると解される。実際に現金を借入れて、その現金でもって機械装置を購入すれば、現金の支出額が機械装置の取得原価となる。もし現金で機械装置を購入したとすれば、支出したであろう現金の額を計算する方法が現在価値計算であり、それはリース負債を直接評価しているわけでは決していないのである¹⁰⁾。

6 おわりに

法的形式よりも経済的実質を重視する実質優先思考を根拠に、伝統的会計

の枠組の中でオンバランス化されたリース取引に関する会計処理の考察からえられたことはつぎのとおりである。

伝統的会計における貸借対照表能力は、法的権利あるいは法的義務によるのではなく、むしろ企業が資本を調達し運用している（と解釈できる）か否かにかかっている。もちろん、何をもって企業が資本を調達し、運用していると解するのかを一義的に規定することは難しい。ただ、少なくともいえることは、いったん何にでも使える資本が調達され、それが具体的な資本に投下されて拘束され、再び流動化するという循環過程にのっていると解されること、すなわち利益率算定の分母となる企業の総資本在高の計算対象として考えられることが必要であろう。そのように解せない場合には、資本の管理の対象とは成らず、財産を個々に管理せざるを得ない。そして、個々の財産に関する情報が「報告」の観点から必要であれば、注記等により開示すればよいのである。何も報告手段は貸借対照表と損益計算書のみではないのである。

FASB等は、新金融商品等の会計処理基準に関してあらたに公正価値を全面に採り入れようとしているという¹⁾。その場合、商品や機械等に関するこれまでの会計処理にもその考え方を敷衍して、あらたな会計のフレームワークを構築するのであろうか。それとも新金融商品等の会計とそれ以外の会計といういわば二元的な会計のフレームワークを採るのであろうか。いずれにせよ、貸借対照表が全体として何を計算・表示しているのかという視点を失えば、貸借対照表はますます財産目録化せざるを得ないであろう。

1) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements, 1985年。

2) 会計の本質および会計の記録技術に関しては、万代勝信「財産（変動）概念への計算構造論的接近（1）、（2）」会計、第142巻第1号、2号、1992年7月、8月参照。

3) どのような財産概念が歴史的に存在しているかについては、万代勝信「財産（変動）概念への計算構造論的接近（3）」会計、第142巻第3号、1992年9月参

照。

- 4) 脚注の役割については、岩田巖『会計原則と監査基準』中央経済社、昭和30年、215頁以下参照。
- 5) 記録(計算)と事実の照合に関しては、岩田巖『利潤計算原理』同文館、昭和55年、10頁以下参照。
- 6) リース会計基準について詳しくは、田中建二『オフバランス取引の会計』同文館、平成6年、45頁以下参照。
- 7) 設例および仕訳は、日本公認会計士協会会計制度委員会の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(平成6年)を参考にした。
- 8) 資本の拘束性および自由選択資金性に関しては、森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、昭和54年、57頁以下参照。
- 9) なお、わが国では割賦購入に関してそこに含まれている利息部分を分別処理することはないが、理論上は現金購入額と利息部分とに分けて処理すべきであろう。
- 10) リース資産の評価に関しては、加古宜士「リース資産の貸借対照表価額決定の論理」JICPA ジャーナル、第3巻第7号、1991年、13頁以下に詳しい。
- 11) FASB, SFAS No. 125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liability, 1996年では、金融商品を個々の財務要素に分解する財務要素アプローチを採用し、個々の財務要素は公正価値で評価される。

(一橋大学助教授)